

# 代議員選挙実施要綱

公益社団法人日本理学療法士協会  
選挙管理委員会

選挙規程第6条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を代議員選挙実施要綱として定める。

## 1. 選挙人、被選挙人について

- (1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
- (2) 選挙人、被選挙人資格について
  - 1) 選挙人は、2026年1月14日（水）時点の正会員を基準に作成される選挙人名簿に登録されている正会員とする。被選挙人は、2026年1月14日（水）時点において正会員として登録されている者とする。  
ただし、上記に関わらず以下の者は選挙人及び被選挙人の資格を有しない。
    - ①休会者
    - ②会員資格が停止されている者
  - 2) 注意事項  
立候補予定者は以下を確実に実施できる者。
    - ①総会での議決権の行使
    - ②役員候補者選挙での投票
- (3) 立候補は選挙人名簿に登録されている所属都道府県理学療法士（協）会においてのみ、投票は2026年1月14日（水）時点において正会員として登録されている所属士（協）会においてのみ、それぞれ可能とする。

## 2. 選挙の告示について

- (1) 代議員選挙告示日は2026年1月14日（水）とする。  
代議員選挙告示は、公益社団法人日本理学療法士協会ウェブサイトに掲載する。

## 3. 立候補の受付について

- (1) 受付時期
  - 1) 立候補受付期間は、2026年1月27日（火）正午から2月3日（火）正午までとする。
  - 2) 立候補を辞退する場合の締め切りは、2026年2月13日（金）正午までとする。
  - 3) 2026年1月19日（月）正午から1月23日（金）正午までを立候補届の事前相談期間とし、立候補届に関する相談を受け付けるものとする。

## (2) 受付順位

受付順位は、当該候補者における最終申請日時順とする。

## (3) 受付数が定数に満たない場合

- 1) 立候補者及び補欠代議員が定数に満たない場合、その旨を都道府県理学療法士（協）会理事会へ報告する。
- 2) 報告を受けた都道府県理学療法士（協）会は、2026年3月10日（火）正午までに代議員及び補欠代議員（補欠代議員を2名以上6名以内推薦する場合はその順位）を推薦し、（士（協）会）選挙管理運営委員または士（協）会事務局を通して選挙管理委員長に報告する。なお、推薦にあたっては代議員が定数に、補欠代議員が2名以上6名以内になるよう不足数を推薦する。

## (4) 立候補届について

### 1) 届出方法

- ・届出はWebのみとする。ただし、天災等によってWebでの立候補が困難な場合には、立候補期間中に選挙管理委員会へ申し出の上、選挙事務担当者によつて手続きすることができる。
- ・マイページログインの上、選挙サイトへアクセスし、立候補届出を行う。
- ・立候補受付等をメールにて通知するため、マイページに登録しているメールアドレスを普段から受信しているアドレスに変更しておく。
- ・選挙サイトアクセス後、2026年1月14日（水）時点の協会登録の氏名、会員番号、所属等が自動表示される。
- ・自動表示された内容の一部は変更ができない。
- ・立候補趣旨および日本理学療法士協会活動歴・都道府県理学療法士（協）会活動歴・日本理学療法学会連合及び日本理学療法学会連合に属する会員団体活動歴は、指定された箇所に入力する。
- ・立候補趣旨および日本理学療法士協会活動歴・都道府県理学療法士（協）会活動歴・日本理学療法学会連合及び日本理学療法学会連合に属する会員団体活動歴は、その合計がスペースを含んで1000字以内とし、別途写真をアップロードする。

### 2) 写真

- ・本人のみ、上半身、脱帽、カラー、デジタルデータの形式はJPEGとし、容量は2メガバイト以内とする。
- ・履歴書等の証明写真（正面）に準ずるものとする。

### 3) 立候補趣旨

- ・以下の点などに留意しなければならない。

- ①誹謗中傷は記載しないこと。
- ②虚偽の記載を行わないこと。

#### 4. 立候補届の受理

##### (1) 受付

立候補受付終了時点（2026年2月3日（火）正午）の状態をもって最終受付とする。選挙サイト上で一時保存のまま立候補受付期間を終了した場合は受付にならないので注意すること。Webによる受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

##### (2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届出受領書を送付する。また、受理後であっても明らかな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

##### (3) 立候補の辞退

立候補の辞退をする際には、電子メールにて選挙管理委員会へ連絡する。

#### 5. 立候補者一覧および選挙公報、投票用 ID、パスワードについて

##### (1) 投票用 ID、パスワード

投票用 ID、パスワードについては、マイページログイン ID、パスワードを用いる。ID、パスワードを紛失した場合は、早めに再発行申請をする。

##### (2) 立候補者一覧の公表

立候補者の氏名や趣旨の公表については、2026年2月19日（木）午前を目途にマイページ上に掲載する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届受付順とする。

#### 6. 選挙運動

##### (1) 注意事項

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する運動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により、厳重注意、戒告、選挙権・被選挙権取消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を準用する。

具体的な選挙運動の内容については別紙「選挙運動について」、「Q&A」を参照。

##### (2) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表～2026年3月9日（月）までとする。

## **7. 投票について**

- (1) 投票期間：2026年2月24日（火）正午～3月10日（火）正午
- (2) 投票方法：

マイページログイン後、投票サイトへアクセスする。  
投票は定数内連記方式とする。
- (3) 白票は有効投票とする。
- (4) 定数を越えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。
- (5) 立候補者が定数を超えない場合は投票を行わない。

## **8. 開票について**

- (1) 開票日  
2026年3月10日（火）19時～
- (2) 開票立会人の選出
  - 1) 選挙規程第10条第1項に定める開票立会人は、日本理学療法士協会の選挙管理委員ではなく、選挙実施のある都道府県理学療法士（協）会の選挙管理運営委員の中から選出する。  
ただし、3名選出できない場合は、選挙実施のない都道府県理学療法士（協）会の選挙管理運営委員の中から選挙管理委員長が選出する。
  - 2) 選出にあたっては5名を選出し3名を立会人、2名を予備立会人とする。
  - 3) 予備立会人は予め順位を定める。
- (3) 投票データの保管について
  - 1) 投票期間中は、選挙管理委員長または選挙管理委員長から指名を受けた会員以外のシステム管理者以外は、投票システム管理画面にアクセスできない。
  - 2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする。
  - 3) 選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを操作することができる。
- (4) 無投票当選について  
立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。
- (5) 当選人について
  - 1) 定数内連記投票では、得票数の多い者から順に、都道府県理学療法士（協）会の代議員定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。
  - 2) 当選最下位同数得票者については、抽選が必要な都道府県理学療法士（協）会の選挙管理運営委員または選挙管理運営委員が推薦する者の立会いのもと、開票終了後1週間以内に立候補者によるくじにより、当選人を決定する。くじ

引きに参加できない立候補者は他の者に委任することができる。立候補者および関係者はくじ引きの日を指定できない。

- 3) 補欠代議員数については、都道府県理学療法士（協）会の代議員定数の3で割り、端数を四捨五入して算出するものとする。ただし、補欠代議員数は、2名以上6名以内とする。
  - 4) 次点及び次々点者を確定させ、次点者を補欠代議員（順位1位）、次々点者を補欠代議員（順位2位）とする。補欠代議員が3名以上の場合は、人数に合わせ順位を確定させる。
  - 5) 定数を満たさず、都道府県理学療法士（協）会から推薦された代議員候補者及び補欠代議員候補者は無投票当選とする。
  - 6) 次々点者がおらず、都道府県理学療法士（協）会から補欠代議員1名が推薦された場合、当該補欠代議員は順位2位とする。
- (6) 選挙結果は、2026年3月10日（火）に公益社団法人日本理学療法士協会ウェブサイトならびにマイページ上で発表する。

## 9. 異議申立について

- (1) 異議申立の期間は選挙結果公表から2026年3月17日（火）正午までとする。
- (2) 異議申立の受付は電子メールによるものとする。  
申立先は選挙管理委員長とする。  
メールアドレス：senkyo(a)japanpt.or.jp  
※メール送信時は(a)を@に変えてください。

## 10. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する。

## 11. 問合せ

日本理学療法士協会選挙管理委員会  
メールアドレス：senkyo(a)japanpt.or.jp  
※メール送信時は(a)を@に変えてください。

以上